



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局



【人事異動】

内閣 総務省 外務省 財務省 環境
省

【官庁報告】

公調委平成十七年(フ)第四号鹿児島
県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不
認可処分に対する取消裁定申請事件の
審理(公害等調整委員会公示一三)
中国地方整備局公示(中国地方整備局)

国土調査法に基づく国土調査と同一の
効果があるものとしての指定の公告
(国土交通省)

【公 告】

【諸事項】

官 厅
財團、土地改良区役員の退任、農地
の買収前の所有者等への売払通知に
代える公告、公示送達、建設業の営
業の停止命令関係
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、
再生関係
特殊法人等
職員の免職・懲戒処分関係
地方公共団体
公債償還(東京都区)、教育職員免
許状失效関係
会社その他

本号で公布された
法令のあらまし

△法の適用に関する通則法の施行期日を定める政
令(政令第二八九号)(法務省)
法の適用に関する通則法(平成一八年法律第七
八号)の施行期日は、平成一九年一月一日とする
こととした。

- 国債証券買入銷却法第一条の規定に
よる国債の買入消却に関する件
(財務三三七)
- 登録有形文化財の登録を抹消した件
(文部科学一三〇)
- 厚生労働大臣が定める有料老人ホーム
の設置者等が講ずべき措置の一部
を改正する件(厚生労働四八二)
- 指定居宅介護支援に要する費用の額
の算定に関する基準の一部を改正す
る件(同四八三)
- 厚生労働大臣が定める指定介護予防
支援の委託に係る離島その他の地域
の基準を定める件(同四八四)
- 入院時食事療養に係る食事療養の費
用の額の算定に関する基準の一部を
改正する件(同四八五)
- 健康保険の食事療養に係る標準負担
額を定める件の一部を改正する件
(同四八六)
- 老人保健の食事療養に係る標準負担
額を定める件の一部を改正する件
(同四八七)
- 健康保険法施行規則第六十二条の三
第三号の規定に基づき厚生労働大臣
が定める者を定める件(同四八八)
- 健康保険法施行令第四十二条第六項
第二号の規定に基づき厚生労働大臣
が定める疾病を定める件(同四八九)
- 社会保険診療報酬支払基金法第十六
条第一項及び国民健康保険法第四十
五条第六項の規定に基づき厚生労働
大臣の定める診療報酬請求書の一部
を改正する件(同四九〇)
- 普通自転車の型式認定番号を指定し
た件(同二二三)
- 駆動補助機付自転車の型式認定番号
を指定した件(同二二一)
- 戸籍の一部が滅失した件
(法務四二二)

- 幼稚園設置基準の一部を改正する省
令(文部科学三四)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、
設備及び運営に関する基準等の一部
を改正する省令(厚生労働一五五)
- 厚生労働大臣が定める標準負担
額を定める件の一部を改正する件
(同四八六)
- 老人保健の食事療養に係る標準負担
額を定める件の一部を改正する件
(同四八七)
- 駆動補助機付自転車の型式認定番号
を指定した件(同二二一)
- 戸籍の一部が滅失した件
(法務四二二)
- 普通自転車の型式認定番号を指定し
た件(同二二三)
- 政党助成法第五条第三項の規定によ
る政党の届出事項の異動の届出が
あつたので公表する件(総務四八八)
- 戸籍の一部が滅失した件
(法務四二二)

○文部科学省告示第百三十九号

文化財保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第五十九条第一項の規定に基いて、平成十八年七月五日付をもつて次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

名 称	構 造 及 び 形 式	関 係 告 示	文 部 科 学 大 臇 小 坂 憲 次	所 在 地
松城家住毛主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積三二四平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七二	
松城家住毛主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二二平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七二	
松城家住毛主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一九平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七二	
松城家住毛主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積四二平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七二	
松城家住毛北土蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積二二平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七二	
松城家住毛門柱及び塀	石造、塀延長八〇・〇メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七二	
松城家住毛袖塀付門	石造、塀延長八・〇メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七二	
旧西陣電話局	鉄筋コンクリート造、鉄骨木造三八九平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十号	静岡県沼津市戸田七二	
神戸市水道局布引五本松堰堤(布引ダム)	コンクリート造堰堤(高さ三三メートル、長さ一〇メートル)	平成十一年文部省告示第百八十号	兵庫県神戸市中央区葺合町山都	

○厚生労働省告示第四百八十一号

老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)第一条の十三及び第二十条の十の規定に基づき、厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置(平成十八年厚生労働省告示第百六十六号)の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 川崎 一郎

第一号二中「イからい」を「イからい(おや)」に改め、同号一と同号二の間に次のように加える。

二 信託業務を営む金融機関との間において、保全金額につき前払金を支払った入居者を受給者とする信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条の規定による元本補てんの契約をしたもの又は信託契約により保全金額に相当する部分が保全されるものに限る。以下同じ)を締結する」と。

第一号二中「イからい(おや)」を「イからい(おや)」に改め、同号一と同号二の間に次のように加える。

二 信託業務を営む金融機関との間において、保全金額につき一時金を支払つた入居者を受給者とする信託契約を締結する」と。

○厚生労働省告示第四百八十三号

介護保険法(平成九年法律第二百一十九号)第四十六条第一項の規定に基いて、指定居宅介護又援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十一年厚生省告示第百三十号)の一部を次のよう改定する。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 一郎
別表中「注1」中「受けける利用者数」の下に「(基準第13条第25号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。)」を加える。

○厚生労働省告示第四百八十四号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第一十五号及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)第十一条第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準を次のよう定める。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 一郎

厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第一十五号及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)第十一条第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その他の地域が次に掲げる地域に該当することとする。

厚生労働大臣が定める地域(平成十二年厚生省告示第百四十四号)に該当する地域

○厚生労働省告示第四百八十五号
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の施行に伴い、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成十一年厚生労働省告示第九十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による」ととする。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 一郎

題名を次のように改める。

入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準
本則中「に係る食事療養」の下に「及び入院時生活療養費に係る生活療養」を加える。

別表を次のように改める。

別表
食事療養及び生活療養の費用額算定表

第一 食事療養

1 入院時食事療養(1)(1食につき)

640円

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養を行ったときに、1日につけ3食を限度として算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1食につき16円を、1日につけ3食を限度として算定する。

3 当該患者(療養病棟に入院する患者を除く。)について、食事における食事療養を行ったときは、1日につき50円を加算する。

2 入院時食事療養(1)(1食につき)

注 入院時食事療養(1)を算定する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者について、食事療養を行ったときに、1日につき3食を限度として算定する。

50円